

子ども・子育て支援新制度

平成24年8月、子ども・子育てをめぐるさまざまな課題を解決するために、「子ども・子育て支援法」という法律ができました。この法律と関連する法律に基づいて、幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の拡大や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月にスタートします。

が始まります。

■問い合わせ先 子ども育成課 ☎(36)1214

①利用手続きはどう変わるの？

保育所と認定こども園を利用する場合は、下記の区分の認定を受けることになります。認定申請と利用申込は同時に実施しますので、手続きの時期や流れが大幅に変わるわけではありません。平成27年度に幼稚園の利用を希望する場合の認定申請は不要です。

3つの認定区分

1号認定 教育標準時間認定

子どもが満3歳以上で、教育を希望する場合。
利用先 幼稚園、認定こども園

2号認定 満3歳以上・保育認定

子どもが満3歳以上で、国が定める「保育の必要な事由」に該当し、保育所などでの保育を希望する場合。
利用先 保育所、認定こども園

3号認定 満3歳未満・保育認定

子どもが満3歳未満で、国が定める「保育の必要な事由」に該当し、保育所などでの保育を希望する場合。
利用先 保育所、認定こども園

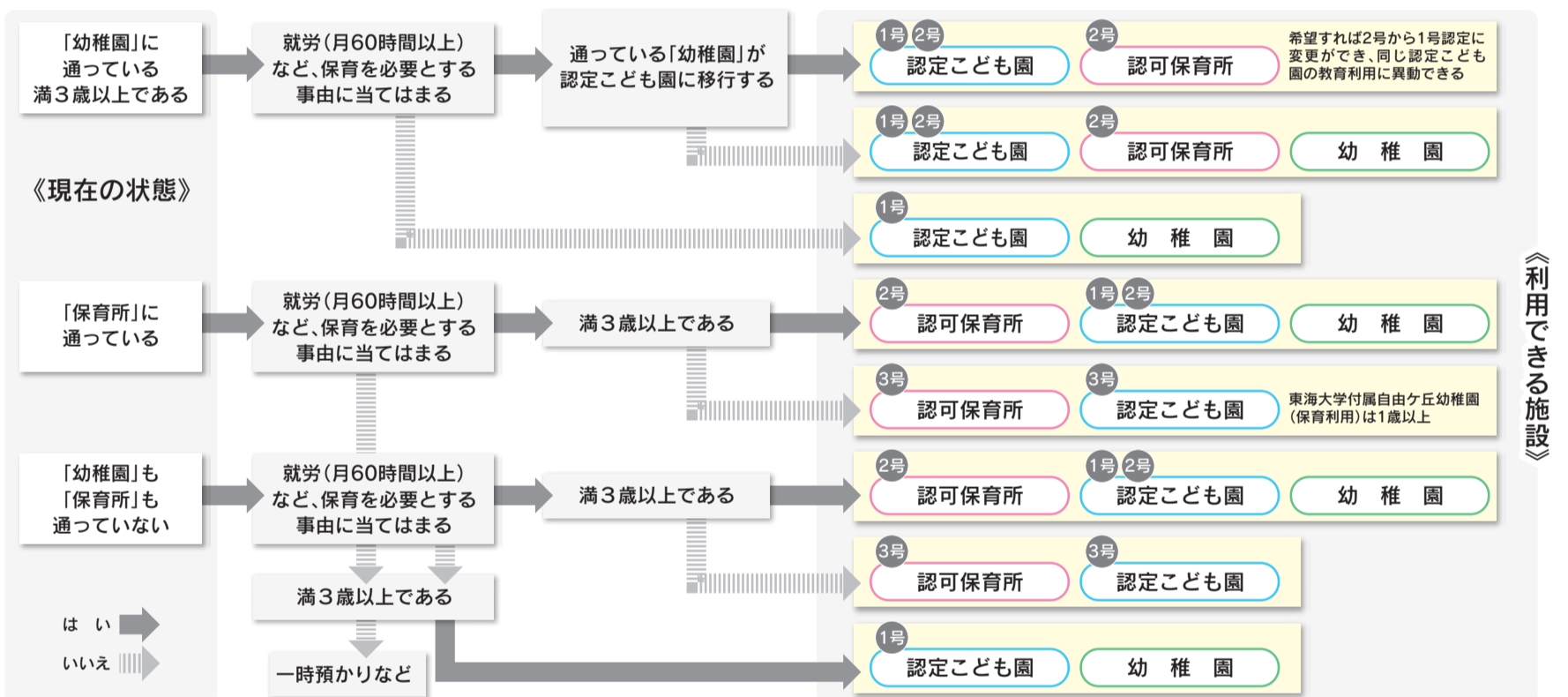


②現在の幼稚園や保育所はどうなるの？

小学校就学前の子どもが通う施設として、幼稚園や保育所に認定こども園が加わります。現在の幼稚園、保育所は、必ず認定こども園になるわけではありません。各施設が、どのように運営していくかを定めることになっています。

保育所 0~5歳	就労などのため、家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設 利用時間 夕方までの保育の他、延長保育を実施 対象 2号認定 3号認定
幼稚園 3~5歳	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を実施する学校 利用時間 昼過ぎごろまでの教育時間の他、園によって預かり保育などを実施 対象 1号認定
認定こども園 0~5歳	教育と保育を一体的に実施する施設 利用時間 夕方までの保育の他、延長保育を実施。昼過ぎごろまでの教育時間の他、預かり保育などを実施 対象 1号認定 2号認定 3号認定

③利用できる施設は？



④新制度の利用の流れ



⑤保育料はいくらになるの？

保育所、認定こども園、幼稚園では、保育料が異なります。

保育所、認定こども園の保育料

- 保護者の所得に応じて、教育・保育に要する費用の一部を、保育料として負担してもらいます
- 保育料は、今後、国が定める基準を上限に市が定めます

幼稚園の保育料

- 保護者の所得にかかわらず、各施設が保育料を定めます
- 保護者には、所得に応じて、就園奨励費補助金が交付されます

